

発行所 株式会社 F P シミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ グリーン化税制

Q : 自動車税についてグリーン化税制が導入されたそうですが、どのような制度でしょうか。

A : 環境によい車の自動車税を軽減し、環境に負担のかかる車には重課するという制度です。

【解説】

自動車の排出ガスによる公害が、特に都心部で大きな問題となっています。

平成13年度の改正で導入されることとなったグリーン化税制は、環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じて税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くするというものです。具体的には、次のようになります。軽減は平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間行われます。

特例対象車	改正後
低公害車（ハイブリッド自動車を除く）	概ね50%軽減
最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車 で低燃費車	軽減
最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車 で低燃費車	概ね25%軽減
最新排出ガス規制値より25%以上性能がよい自動車 で低燃費車	概ね13%軽減
平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えたディーゼル車・13年を超えたガソリン車（翌年度以降）	概ね10%重課

